

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 特定建築物の範囲の拡大

建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲を、非住宅部分の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模以上である建築物に拡大すること。

(第十一条関係)

第二 計画の届出制度の合理化

建築主による建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の所管行政庁への届出期限を、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査であつて建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を併せて提出する場合に
おいては、三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前までとすること。

(第十九条関係)

第三 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明

小規模建築物の新築等に係る設計を行う建築士は、当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準

への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、当該評価の結果（基準に適合していない場合にあつては、エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置を含む。）について、書面を交付して説明しなければならないものとする事。

（第二十七条関係）

第四 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置

一 経済産業大臣及び国土交通大臣は、特定建設工事業者（自らが定めた住宅の構造及び設備に関する規格に基づき住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その新たに建設する当該規格に基づく住宅（以下「請負型規格住宅」という。）の戸数が政令で定める住宅の区分ごとに政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。）の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のための基準を定めなければならないものとする事。

（第三十二条関係）

二 国土交通大臣は、特定建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅について、一の基準に照らし勧告をすることができるものとし、その者が当該勧告に従わなかつたときは、公表及び命令をすることができるとする事。

（第三十三条関係）

第五 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例の拡充

一 建築主等は、自らの建築物につき建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする場合において、他の建築物のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、自らの建築物に自他供給型熱源機器等（自らの建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等（熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であつて空気調和設備等を構成するものをいう。）をいう。）を設置しようとするときは、当該計画に、当該他の建築物に関する事項を記載することができるものとする。こと。

（第三十四条関係）

二 一の記載がされた建築物エネルギー消費性能向上計画が所管行政庁の認定を受けた場合には、一の熱源機器等の床面積のうち他の建築物のエネルギー消費性能の向上に資する部分に相当する床面積の部分についても、容積率の算定基礎となる延べ面積に算入しないものとする。こと。

（第三十五条及び第四十条関係）

第六 地方公共団体の条例による建築物エネルギー消費性能基準の付加

地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、建築物エネルギー消費性能基準のみによつてはエネルギー消費性能を確保することが困難であると認める場合においては、条例で、建築物エネ

ルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができるものとする。

(第二条関係)

第七 建築主の責務の見直し

建築主は、その建築をしようとする建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第六条関係)

第八 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第九 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第六条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第七条及び第八条関係)